

三菱商事株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、三菱商事株式会社と称する。英文では Mitsubishi Corporation 又は Mitsubishi Shoji Kaisha, Limited とする。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び貿易業
 - イ. 石炭、石油、ガスその他燃料類及びこれらの製品
 - ロ. 鉄、非鉄金属及びこれらの製品並びに鉱石及び鉱産物
 - ハ. 機械・器具（計量器・医療用具を含む）、車両、船舶、航空機及びこれらの部品
 - ニ. 食糧、酒類その他飲料、油糧、油脂、樹脂、たばこ、塩及びその他の農産・水産・林産・畜産・天産物並びにこれらの製品
 - ホ. 肥料、飼料及びこれらの原料
 - ヘ. 繊維品及びその原料
 - ト. 木材、木製品及びセメント・ガラスその他窯業製品
 - チ. 化学製品、化粧品、高圧ガス及び薬品類（医薬品、医薬部外品、毒・劇物、火薬、発火物等を含む）並びにこれらの原料
 - リ. ゴム類、皮革、パルプ、紙類及びこれらの製品並びに装身具及び一般雑貨類
2. 前号物品の開発、探鉱、生産、製造・加工、廃棄・再生処理業及び林業並びにこれらの請負業
3. 機械・器具、車両、船舶、航空機及びこれらの部品の修理、据付工事請負、賃貸借及び管理業
4. 工業所有権・著作権等の無体財産権、ノウハウ、各種システム・エンジニアリングその他ソフトウェアの取得、企画開発、保守及び販売業
5. 温室効果ガス排出権の売買
6. 各種情報の収集、処理及び提供に関する事業
7. 電気通信事業、放送業、広告業及び出版・印刷業
8. 医療施設、ホテルその他宿泊施設、スポーツ施設、劇場、飲食店の経営及び旅行業
9. 各種イベントの企画及び運営に関する事業
10. 建設業並びに建設工事の企画、調査、測量、設計及び監理業
11. 不動産の売買、賃貸借及び管理業
12. 発電事業及び電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業
13. 上下水の処理及び各種水供給に関する事業
14. 有価証券等の売買、金銭の貸付け、債権の売買、債務の保証・引受け及び外国為替の売買等の金融業
15. 商品投資販売業及び商品投資顧問業
16. 労働者派遣事業
17. 古物売買業
18. 倉庫業
19. 陸運業、海運業、航空運送業及び運送取扱業

20. 前各号の代理業、仲立業及び問屋業

21. 損害保険業、損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

22. 前各号に係るコンサルティング業

23. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第4条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 本会社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本会社の発行可能株式総数は、25億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式の取得（会社法第165条第2項に規定する取得をいう）を行うことができる。

(単元株式数及び単元未満株式の買増し)

第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。

本会社の株主は、本会社にその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 前条第2項に規定する請求をする権利

(株主名簿管理人)

第10条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。